

平成 26 年度 第 3 回

宍粟市教育委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 平成 26 年 7 月 16 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所 401 会議室

第3回（定例）宍粟市教育委員会会議録

1 開会・閉会の年月日時及び場所

平成26年7月16日（水） 午前9時30分 ～ 午前11時00分

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市役所401会議室

2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

杉本健三	委員長	金本一二	委員
弓削ルリコ	委員	田中真人	委員
西岡章寿	委員(教育長)		

事務局

岡崎悦也	教育部長	楳谷米男	教育部次長
澤田志保	教育総務課長	志水良和	学校教育課長
中尾善弘	こども未来課副課長	田路正幸	社会教育課長
春名良信	一宮波賀給食センター所長	橋本 徹	教育総務課副課長

3 開会

杉本教育委員長が開会した。

4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、杉本教育委員長が会議の成立を宣言した。

5 会議録署名委員の指名

(1) 署名委員は、杉本委員長の指名により、次のとおり決定された。

弓削委員

6 前回会議録の承認

第2回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件

前回の定例教育委員会における議事3件及び協議事項、報告事項の会議録について、澤田教育総務課長が説明し、承認された。

7 教育長報告

次の3点について西岡教育長が報告した。

学校規模適正化・幼保一元化等推進状況について

千種中学校区の幼保一元化については、6月に2回協議会を開催し、この後、各専門部会の協議を行った。波賀中学校区の幼保一元化については、来年度、野尻幼稚園保護者が波賀幼稚園に通園を希望していることから、3歳児保育に関する意見交換会を開催した。

波賀中学校区学校規模適正化は、6月協議会で、校章デザインが決定。また、国際交流事業で、新学校の特色ある取組として、3小学校PTA役員との協議をすすめた。

一宮北中学校区学校規模適正化は、実施場所について、保護者代表や正副会長会で、一宮北中学校敷地内での併設案並びに小中一貫教育等について協議を行った。

いじめ防止基本方針（案）について

前回の教育委員会で提案した「宍粟市いじめ防止基本方針（案）」について、6月26日に第2回目の検討会議を開催し、方針案として教育委員会や学校に関する内容だけにとどまらず、家庭の役割や地域社会に期待することなどを盛り込み、「市民総がかり」で取り組むための方針とすることで検討した。7月28日の第3回検討会議を経て、事務局案ができあがる見込みとなっている。

その他について

（１） 工事関係（開札結果）

- ① 山崎西小学校校舎改修工事について（八幡建設株式会社）
- ② 波賀小学校校舎・プール改修工事について（株式会社松本工務店）
- ③ 千種中学校校舎等耐震補強・改修工事について（上林建設株式会社）
- ④ 千種認定こども園・図書館の造成工事について（株式会社アサヒ）

（２） 数学・理科甲子園ジュニア 2014 の参加について

昨年度は、山崎町内 3 中学校の連合チームで参加し、予選突破する良い成績となった。今年度は、NE 宍粟（山崎東中学校・一宮北中学校）、チーム山南（山崎南中学校）、チーム山西（山崎西中学校）の 3 校を宍粟市から推薦した。今年度のチームも特に数学・理科に関心が高く、自分たちの実力を確かめたいという意志が強い生徒たちばかりで期待をしている

8 報告事項

（1）学校規模適正化・幼保一元化等推進の状況について

資料1「学校規模適正化・幼保一元化推進の状況」により、教育総務課 澤田課長が報告した。

（2）教育施設整備状況について

資料2「工事概要」により、教育総務課 澤田課長、一宮波賀学校給食センター 春名所長が報告した。

（3）いじめ防止基本方針検討会議について

資料3「平成26年度学力・学習状況調査の取扱い等について」により、学校教育課 志水課長が報告した。

(4) 子ども子育て支援制度施行に伴う各種事業等の基準策定に関する意見の募集について

資料4「子ども・子育て支援制度施行に伴う各種事業等の基準策定に関する意見の募集について」により、こども未来課 中尾副課長が報告した。

(5) 宍粟市人権教育講演会の実施について

資料5「平成26年度 宍粟市「人権教育講演会」実施要綱」により、社会教育課 田路課長が報告した。

(6) 26年度スクイム市長派遣事業について

資料6「平成26年度スクイム市派遣事業について」により、学校教育課 志水課長が報告した。

(7) 宍粟市指定文化財の現状変更等について

資料7「宍粟市指定文化財現状変更等許可書」により、社会教育課 田路課長が報告した。

(8) 差別をなくそう市民運動推進月間事業について

資料8「差別をなくそう市民運動推進月間事業」ちらしにより、社会教育課 田路課長が報告した。

(9) その他について

資料9「宍粟市ホームページ－市政情報－教育委員会制度・会議」の写しにより教育総務課 澤田課長が報告した。

委員の主な意見及び事務局の説明

(金本委員)

千種認定こども園の工事について、教育委員会としての視察予定はどうか。

(岡崎部長)

現在、こども園の造成地は、外周に高さ2mのよう壁ができ、中は盛土をした状態にある。現地視察については、今後、時期を調整のうえ実施の方向で検討する。

(金本委員)

一宮北地区学校規模適正化協議会において適正化実施場所として、当初は三方小学校敷地内設置で提案されていたが、その後、一宮北中学校敷地内設置への提案となった。その経緯についてもう少し詳しく説明をいただきたい。資料における小中一貫教育（案）に教育実践例として記載されている部活動の交流について、小学校と中学校、市内全体としての関連もあると思うが、小中学校にわたるクラブ活動について今後どのようなことになるのか。

(岡崎部長)

適正化計画では、中学校に近い小学校の校舎の使用ということで、どの地域も提案してきた。一宮北地区においても当初はそう提案した。ただ、現状の三方小学校校舎は、市内全学校の中でも、児童1人当たりの面積が非常に小さい学校で、特別支援教室等は、現在もその使用について課

題もあり、ここに、適性化後の新校設置となると、相当の面積の増設が必要であること、さらに、登校坂が非常に急坂で、かつ、片側方面からしか登校できない状況であり、新校への通学は、マイクロバスによる児童送迎となる見込からも、登校坂の改修コストも相当かかると見込んでいる。地域及び一部委員の皆さまからは、一宮北中学校は広い敷地を有しており、そこに新校設置の提案もあり、教委としては、学校全ての機能を有する校舎を新しく建設するという事は、他地域のこともあり考えてはいないが、一宮北中学校との併設、特別教室、体育館など共用できる施設等を整理していくと、どの程度の施設規模が必要かも想定し、三方小学校敷地内に増設する場合と一宮北中学校敷地内に増設する場合を比較して、財政的にもほぼ変わらないという素案も出来たところである。これから、地域との協議になるが、近接した校舎のほうが、小中連携がとりやすいと言う優位性もあるので、現在そのような考えのもと、関係者と協議中である。

(志水課長)

現在、市内全中学校区で小中一貫教育を進めようということで、既に取り組んでいる取組がある。例えば、(1)小中学校で共通の行事をもつ、(2)小中学生が実際に交流する行事をもつ、(3)小学校と中学校の教員が相互に授業における交流を図る、(4)職員研修を小中合同で取り組む、(5)小中学生の様子などについて小中教諭が一緒になり話しをする、などであり方法は違うが全ての校区で行っている。今回、一宮北地区で敷地内併設型の小中学校を設置後、更なる可能性を具体的に考えるため、「一宮北中学校区における小中一貫教育（案）」を作成した。具体的な可能性として、(1)小中連携の授業は、敷地外の設置の校舎よりも、授業回数も増やせることが明らかに可能 (2)部活動は、毎日ではないが学期に何回かは交流が可能、(3)運動会、音楽会等の学校行事は合同実施が可能、などが考えられた。資料作成にあたっては、一宮北中学校の小中学校の校長に集ってもらい検討したので、あわせて報告する。

(弓削委員)

先日の学校訪問時、小学校授業時間において、生徒が先生に対して十分な敬語が使えていないという様子がうかがえた。言葉遣いの事と言えばそれまでだが、いつも友だち的な関係がいいかというところでもないと思う。中学校体育祭で、毅然として凛とした態度で行っているクラブ活動紹介を見ていると、心熱く感動させられるものがある。小中一貫の取組の推進により合同行事の実施など良い影響もあるだろうが、小学校と中学校のけじめあるところも大事にしてほしい。

(委員長)

学校規模適正化の要として、市全体として小中一貫教育を進めていこうということで取組を進めた経緯がある。また、一宮北地区では、中学校敷地内への小学校設置を視野に進んでいる。これは市全体として歴史上無かったことであり、国でも6.3.3.制をどうしようかという議論もあるなか、一宮北地区では、新しい学び舎で同じ場所で9年間学ぶということは、効果的な面もあれば心配する面もある。一宮北地区関係の4小中学校だけでなく、市としても小中一貫教育のモデルとして画期的な取組であり、先進事例を参考にして、資料記載の小中一貫教育（案）の教育実践例の内容以上のより高いレベル取組、個性的な取組を、先取の気概で取り組んでほしい。

また、それにより今まで大事にしてきたものが失われることが無いように、そして良いものはさらに伸ばしてもらいたい。

(岡崎部長)

学校現場で指導する教師側が、必要な時には子どもたちを「指導する」という点において、教師側は改善の必要があり、事務局としても指導の必要があると思う。これまでの6.3制度の良いといわれるところ、また、中1ギャップのリスクの部分のどちらも認識するなかで、良いところを伸ばしていき、小中一貫のモデル事業として、この事業に取り組みたい。子ども達のより良い発達のために、小中一貫校といえども、守るべき人間関係の基本の部分の教育は大事に進めていく必要がある。

(弓削委員)

一宮南地区 学校規模適性化の、特に染河内地区における進捗状況について説明いただきたい。また、学年によっては、1日でも早く適性化実施を求める方もあるようだが、今後どういう方針をもって進められるのか。

(澤田課長)

一宮南地区の地域の委員会において学校規模適性化の実施の方向で確認いただき、地域としても、神戸地区、染河内地区ともに実施の方向でまとめられ、教育委員会においても承認を得た。ただ、実際に染河内地区の保護者に説明に入ると、周知がまだ不十分との印象があり、昨年12月から3回の保護者説明会を行った。現在は、染河内地区PTAにおいて、適性化について保護者の意向把握調査されたので、その結果がまとめ次第、報告させていただく。

(岡崎部長)

保護者のなかで早く規模適性化実施を求める方、また、実施になかなか賛成できない方も見受けられる。PTA正副会長と協議をしているが、どういう単位で理解を求めていくかという事に、今からはシフトしていくと思う。当初は、地域全体で方向性の確認を得て、ある程度保護者への説明も届いていると思っていたが、保護者の年度毎の入れ替わりもあり、規模適性化の周知、理解促進の手立てを継続して行い、規模適性化実施の方向で保護者のまとまった意見を得ていきたいと考えている。逐次報告させていただく。

(田中委員)

プールの耐用年数は一般的にどれくらいか。また、学校プールにおける、塩素、ろ過器の使用管理マニュアルはあるか。

(澤田課長)

プールの耐用年数は、市の概ねの基準で40年耐用ということで改修等の対応をしている。

山崎西小プールは、昭和47年建築ということで、老朽による更新の時期が来ている。波賀小プールは30年程経過も、市内でも唯一、ステンレス製プールを設置しており、水槽の特殊性から、研磨等によりさらなる耐用も可能となると判断し改修を実施するものである。また、プールの薬剤等管理は、学校薬剤師会の協力により、毎年、教員にも集っていただくなか薬剤師の指導を得て講習会を実施している。他に薬剤師により水質検査の指導や教頭への指導もいただき、学校の衛生管理基準に基づいて適正に管理している。

(田中委員)

給食センターの食缶の更新は、食缶洗浄機コンベアベルト更新工事に関連して更新されるのか。

(春名所長)

コンベアベルトは設置から20年経過したもので、経年により老朽化しており更新する。食缶の更新は、コンベアベルトの更新期と偶然に重なったものであり、関連性はない。

(岡崎部長)

山崎給食センターの食缶の更新は、山崎のみが一宮・波賀、千種の給食センターよりも、保温性の低い食缶を使用していたため、子ども達のことを考え、より温かいものが食べられるようにと考え、更新整備を実施させていただく。

(田中委員)

全国学力・学習状況調査の公表について、市内で小規模学校、複式学級もあるなか、どのように対応されるのか。また、国、県、市の学力調査の発表スケジュールに違い、時間差があるが、どのように対応されるのか。慎重に取り扱わなければならないことだと思っている。

(委員長)

全国学力・学習状況調査の公表で、調査結果の市の取扱いとして、各学校は自校結果について、数値を使用しないで公表するとしているが、具体的には各学校はどのように発表するのか。また、5年前から、市独自で実施していた学力調査はどうなっているか。

(志水課長)

小規模学校の取扱いとして、学年で2人という学級もあるなか、市としては「生徒個人が特定される可能性のある時は個人情報の保護を図る。」とした考えのもと、また国の要領にしたがい、場合によっては学校判断として公表しないことも検討している。

発表のタイムスケジュールは、8月下旬に個表が届き、合わせて国の発表等が報道機関になされる。県は、ほぼ同時期に各市町を単位として結果を公表するが、市の公表としては、検証も行い、12月くらいに公表したいと考えている。

その方法は、全国や県の平均正答率と市の平均正答率を併記して公表する。併せて大事なのは、分析を添えて公表するということが大事であると思っている。

市独自の学力調査は、今年度、全国学力・学習状況調査が全校実施になったということで、実施していない。

(田中委員)

新しい子ども子育て支援制度は、具体的に、現況と比べどのように変わるのか。それを市民目線で見ると何がメリットとなるのか。また、施設利用が個人給付とあるが、個人が給付金等を受け取ることになるのか。そして、パブリックコメントはどのようなかたちで実施されるのか。

(委員長)

今回のパブリックコメントの実施において、「従うべき基準」に対して、市民から意見寄せられてもそれを参酌することができないということになる。この点は、このままだと市民にはわからないことである。「参酌すべき基準」にのみ、寄せられた意見を市として考慮するということになるが、この点の説明が無いままパブリックコメント実施というのは、いかがなものかと気になる。

(中尾副課長)

大きく変わるのは考え方の部分で、現在の児童福祉法の規定のなかで保育所という部分では、「保育に欠ける子ども」について、市が責任を持って預かるという事で、保育所の運営費に対して公費の支払をしてきた。子ども子育て支援法のなかでは、それぞれの保護者の責任で保育するという観点に変わり、個人保護者への給付という流れに変わる。また、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所の施設利用申込時に、認定区分上であるが、「保育の必要がある」あるいは「保育の必要がない」の状況を市が認定することが義務付けられている。そして、その区分は3つに分かれており、1号（従来の幼稚園利用を希望）、2号（3歳未満で、午後、家庭での保育ができない利用者）、3号（3歳以上で、午後、家庭での保育ができない利用者）に分けて市が認定し、幼稚園、保育所、認定こども園の利用が出来るようになるという点で制度が変わる。また、制度上では給付費は個人への給付となるが、保護者が施設へ受領委任を行うことで、市が保育所等事業者へその費用を支払するという流れとなり、利用者にとって、実質的には現状と大きな変化はない。

（岡崎部長）

新制度によって変わるのが、保育所の部分で「保育に欠ける子ども」ということから「保育の必要がある子ども」という観点に変わることになり、制度上でも、市の認定時において標準または短時間という保育時間という点で区分を設け、パートタイマーの保護者も認定こども園、保育所が利用しやすくするというねらいが、盛り込まれている。これが保護者側からみると、新制度のメリットとなる。国が、新制度に1.1兆円もの財源を投じるのは、認定こども園に関係するが、こども園の3歳、4歳、5歳それぞれについてクラス担任制とするとともに、施設への養護教諭または看護師の配置することが制度として定められている。市が策定した認定こども園ガイドラインでは、新制度よりも先行して、保育や教育の質を担保するための、クラス担任、看護師配置等を盛り込んでいるが、今回の国の新制度でも、運営者側には保育の質を向上させるという点、保護者にとっても保育を受けやすくするという点が、大きな制度設計の柱となっている。また、この財源投下に合わせ、保育士の給料、処遇等の改善をはかり、質の向上という点で力を入れている。これにより、保護者にとっては、保育の幅が広がるとともに、従来の保育所運営費よりも手厚い給付が受けられるという制度になっている。また、制度のうえで個人給付というだけで、個人的に給付金がもらえるというものではない。

パブリックコメント実施にあたって、市では条例等の制定時に、パブリックコメント実施要項の「市民等に義務を科し、権利を制限することを内容とする条例等については市民の意見を聴取する」という定めに従い市民からの意見聴取の手続きをとっている。今回の新制度において各種事業における市の基準を定めることで、参入事業者が施設運営の最低基準として守らなければならない責務を負うため、基準に対する考え方について広く市民の意見を聴取したなかで、条例案を策定し提案したい。ただ、今回予定のパブリックコメントでは、市の基準に対する考え方として、地域の実情に応じて定める「参酌すべき基準」、国の基準を市の基準とする「従うべき基準」というところで、わかりにくいところもある。したがって、パブリックコメントの意見募集にあたっては、注釈として付すなどわかりやすくして実施することとしたい。

10 その他

（澤田課長）

前回教育委員会における会議録決定手続きを経て、市ホームページ上に会議録等の掲載をした。内容は、教育委員会制度の概要、教育委員の構成、次回教育委員会の予定、教育委員会点検評価報告書である。報告とともに内容の確認をお願いしたい。（委員から「異議あり」の声なし）

山崎西小学校下の信号機取り付けの看板が未だ「菅野小学校前」となっている件について、先日、市建設部から県公安委員会へ信号機への添架の要望書が提出され、まもなく添架許可があり、「山崎西小学校前」の看板が取り付けられるようになるので、もう少し時間をいただきたい。次回からは、関係機関への手続きを早めに行い迅速な対応を心がけたい。（委員から「異議あり」の声なし）

次回会議の招集について

平成26年8月20日（木）午後4時00分から、第4回宍粟市教育委員会を開催すると決定した。

11 閉会

金本委員が閉会した。

以上